

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の 認定等に関する省令の一部を改正する省令案 概要

1. 改正の趣旨

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）では、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する「地域共生型」の再生可能エネルギーの導入に関する事業（以下「促進事業」という。）を推進するため、市町村が自らの地方公共団体実行計画において、促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）や促進事業に求める地域の環境保全・地域貢献の取組を位置付け、これに適合する地域脱炭素化促進事業計画（以下「事業計画」という。）を認定する「地域脱炭素化促進事業制度」が導入されている。
- (2) 同制度に基づき事業者が事業計画の認定を申請する方法（申請書の提出先、添付書類等）については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（令和4年農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「認定省令」という。）に規定されている。
- (3) 今般、本年6月に成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号。以下「改正法」という。）により、現状、市町村のみが定めることができる促進区域等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合に複数市町村にわたる事業計画の認定を都道府県が行うこととした。これに伴い、認定省令において、事業計画の認定を都道府県が行う場合の申請書の提出先を規定する必要がある。
- (4) また、促進事業に係る施設の整備等に当たって温対法に規定される許認可手続を要する行為を実施するため、当該地方公共団体が当該許認可手続に係る本来の許認可権者に協議し、その同意を得ることで、事業者による当該許認可権者への個別の許認可申請を不要とする特例（以下「ワンストップ化特例」という。）を受けられることができる。
- (5) 今般、改正法により、ワンストップ化特例の対象となる手続に、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）に基づく盛土等の許可を追加した。これに伴い、認定省令において、事業者が当該盛土等を実施しようとする場合に認定申請時に添付する書類を規定する必要がある。

2. 改正の概要

- (1) 複数市町村にわたって実施される促進事業の事業計画の認定等を当該計画策定市町村が属する都道府県又は都道府県知事が処理する場合は、当該事業計画の認定の申請先を当該都道府県とすることとする。併せて、申請時に提出する申請書の様式についても、所要の改正を行う。
- (2) 事業計画の認定を受けようとする事業者が申請書を提出する際、事業者が盛土規制法に基づく許可を要する盛土等を当該事業計画に記載する場合は、当該許可の申請時に提出する申請書の記載事項と同様の事項を記載した様式及び当該申請書に添付する必要がある書類を添付することとする。
- (3) その他、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

12月中 公布

令和7年4月1日（改正法の施行の日） 施行

4. 経過措置

- (1) 本省令の施行の際現にある本省令による改正前の様式により使用されている書類は、本省令による改正後の様式によるものとみなすこととする。
- (2) また、本省令の施行の際現にある本省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。